

子どもから高齢者まで、
安心していきいきと暮
らせるまちづくり

第

2は、「子どもから高齢者まで、安心していきいきと暮らせるまちづくり」です。町民誰もが、人生のそれぞれの年代において個性豊かに充実した暮らしを営むことは、共通の願いであります。子どもから高齢者まで、また障害のある方もない方も、町民全ての方々が健康で文化的な生活が送れるよう、社会連帯の精神を理念として福祉のまちづくりを進めています。



かなければなりません。

仕健康事業の推進

生

涯を通じた健康づくりの実現には、乳幼児から高齢者までの一貫した対策を計画的に取り組む必要があります。検診項目の充実や生活習慣病予防の意識啓発とともに、健康づくり事業に町民の皆さんの積極的な参画を得ながら効果的な事業推進を図ってまいります。

また、高齢化が急速に進行するなかで、要介護者の増加をはじめ疾病や運動機能障害から閉じこもりがちになり、これらのことが痴呆や寝たきりを誘発する大きな要因になっております。

関係機関、福祉施設、ボランティア団体等との連携により、介護予防の積極的な実施を図り、地域リハビリテーションの充実を推進してまいります。

仕国民健康保険事業の推進

医

療養制度につきましても、これまで幾多の改正を経て、地域医療の確保と町民の皆さんの健康保持と増進に重要な役割を果たしてまいりました。

しかし、高齢化社会における疾病構造の変化や医療技術の大幅な進歩などにより医療費の伸びは高水準で推移し、町が保険者となる国民健康保険事業は老人保健事業への拠出が増大するなど大変厳しい状況にあります。国においては現在、制度の抜本改革に向けての取組みが行なわれているところですが、清里町においては将来にわたる安定的な運営をはかるため、保険税率の段階的改正を継続して行うとともに保健活動の充実強化に努めてまいります。

仕福祉事業の推進

福

祉制度につきましても、近年、利用者主体の制度に改正が大きく進められ、障害者に対する福祉サービスは本年度から、市町村が決定していた「措置制度」から利用者自らがサービスを選択し契約する「支援

費制度」に移行されました。

仕介護保険事業の推進

ま

た、高齢者に対する「介護保険事業計画」と「高齢者保健福祉計画」の見直しが行なわれ、本年度から2期目の計画がスタートしております。

社会福祉協議会や福祉・医療施設等との連携や民生児童委員の支援をいただきながら、着実な事業推進に努めてまいります。

また、介護保険事業につきましては平成12年度の事業開始とともに、円滑な事業運営が行われております。特に本町においては施設整備が充実していることから施設サービスの比率が高く、また、在宅においても充分なサービス体制が確保されており、高齢者の方々が始めご家族に安心をもちらしているところで



ですが、今後とも関係機関との密接な協力・支援体制を維持し、充実・安定した事業運営を推進してまいります。

加えて、要介護認定にならない高齢者の方々に対しましても町独自の福祉サービスを今後とも継続実施してまいります。

仕少子化対策・子育て支援の充実

少

子化の進行や女性の社会進出などにより、子どもを取りまく家庭や地域の環境が大きく変化しております。子どもたちの幸せを願い、次代を担う子どもたちが健やかに育ち、安心して子どもを生育できる環境づくりが強く求められています。

そのため、保健センター保健師を子育て相談総合窓口として相談体制や育児指導を強化するとともに、健康ホールを親子の遊びや交流の場として活用するなど、既存施設機能の有効活用により子育て支援を進めてまいります。

また、社会福祉協議会に設置されている「子育てサポートセンター」や「ボランティアセンター」との連携を一層深めるなど、町民皆様のご協力をいた

だきながら地域全体で総合的な子育て支援ができる体制づくりを進めてまいります。

仕生活安全の推進

交 通事故や犯罪のない明るい社会の実現は、安全で安心して暮らすことのできるまちづくりの基本です。

今後とも、交通安全防犯協会や自治会を始めとした町民皆さんの自主的な運動を支援し、関係機関と協力するなか啓発活動の充実や安全施設の計画的整備を進め、交通事故や犯罪の未然防止に努めてまいります。

消 防・防災につきましては、町民皆さんの生命・財産の安全を守るための体制の確立と整備について引き続き努めてまいります。

なお、消防体制につきまして



は、斜里地区消防組合における広域消防の将来の在り方についての協議検討、加えて行政改革推進委員会より答申いただいた内容等を踏まえ、関係機関と充分協議するなか時代に対応した方向性を探ってまいります。

また、少子高齢化や過疎化の進展に対応し、札弦・緑地区におきましても高い行政サービスのお提供や安心して暮らすことのできる社会資本の整備を、計画的に行ってまいります。

うるおいのある、快適な生活環境づくり

第 3は、「うるおいのある、快適な生活環境づくり」です。

清里町の豊かな自然環境を、貴重な町民共有の財産として後世に引き継ぐため、多様な自然環境の保全や再生に向けた取り組みを行なうとともに、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成に向けた、より一層の取組みが必要とされています。

仕生活、自然環境の保全

とごみ処理対策

特 に課題とされていたごみ処理を中心とした環境対



策は、廃棄物の発生抑制と循環資源の再利用、さらには減量化という視点から多くの法律制定や改正が進められてきました。

いずれの法律におきましても原則とされるのは、処理の責任は行政から排出者又は生産者へと明確に移行されたことであり、今まで以上に住民、事業者、行政それぞれの責任と役割を全うすることが強く求められています。

清 里町におきましては、町民皆さんの積極的な協力と深いご理解により各施設の整備がなされ、ごみの減量化、リサイクル化、資源化、分別化が他の市町村よりも確実に推進されており。

今後はさらに着実なごみ処理対策を推進するため、資源ごみ種類の拡大やごみ処理の広域化と有料化の実施に向け、具体的

な検討を行なってまいります。また、全ての町民皆さんに愛されている自然環境を守り、清潔で美しい街並みや農山村の保持、森林や緑、河川の公益的機能を大切にしたい保全を目指すため、住民参加による「環境保全美化基本条例（仮称）」の制定について検討してまいります。



仕上下水道事業の推進

水 道事業につきましては、国庫補助等を導入するなか計画的な施設の整備と給水区域の拡張により、安全で安定的な飲用水の供給に努めてまいりましたが、近年、畑作地帯における地下水の安全性について高い関心が寄せられていることから、水道未普及地区の対策のありかたについて、充分な検討を加えてまいります。

下水道事業につきましては、清里地区は約90%、札弦地区は50%を超える供用率となっており、順調に事業が推移しております。

また、昨年完成いたしました汚泥堆肥化施設「札弦クリーンセンター」につきましては順調に稼働しており、今後、成分検査を経て本年秋頃の製品化を予定しており、有料による町民還元を行なってまいります。

下水道計画区域外につきましては、平成7年度より10ヵ年計画により農村地域トイレ水洗化事業による合併浄化槽設置の助成を行なってまいりましたが、「全町みな下水道」を目指し、今後も制度の見直しを行なうなか継続実施してまいります。

なお、上下水道事業につきましては特別会計により運営を行なっておりますが、計画的な整



備により設備使用の長期化をはかるとともに、将来にわたる健全な会計運営と効率的な保守管理に努めてまいります。

仕道路・公営住宅建設 事業の推進

道 路事業を含めた公共事業のあり方につきましては、

市町村道整備に対する国庫補助金・交付金の原則廃止の考え方が打ち出されるなど大きな見直しが求められる時代となっております。

しかし、道路網の整備は町民皆さんの日常生活や産業振興に欠かすことのできない最も基礎的な社会資本であります。今後は、事業の必要性や効果を的確に評価するとともに、財源の効率的な導入と維持補修に重点をおき、計画的な整備を推進して



まいります。

市街地の道路整備事業につきましては、今後、摩周湖斜里線と江南清里停車場線の第2期区間の早期完成、さらには向陽清里停車場線を加えた3路線の第3期整備要望区間の早期着手がなされるよう、関係機関・団体とともに北海道に対して引き続き強く要請してまいります。

た、町営住宅の建設につきましては「はごろも団地」の建設に既に着手しておりますが、今後の建替えと維持補修につきましては、平成14年度に策定した町営住宅ストック総合活用計画」に基づき促進し、高齢者や障害者の方々も安心して暮らせる住環境づくりに努めてまいります。

心豊かに生きるための 教育・文化・スポーツ の振興

第 4は、「心豊かに生きるための、教育・文化・スポーツの振興」です。

未来を担う子どもたちを心豊かに育むため、スポーツ・文化の振興やゆとりある学習環境づくり、魅力ある学校づくりを進めるとともに、清里町の地域の特性や自然を活用した教育活動・外国語教育・情報科学教育

などの充実により、子ども一人ひとりの個性と多様な能力を育む教育の推進は、今後のまちづくりの重要な課題であります。

仕学校教育の推進

全 国的に教育改革の必要性が叫ばれるなか、平成14年度には新しい学習指導要領へ移行されたことにもない、新学習要領による教育課程の編成と学校完全週5日制が実施されております。

また、本年3月には中央教育審議会より「教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」の答申が文部科学大臣になされ、教育基本法の改正が検討されております。

加えて、幼稚園と保育所の連携・一体的運営についても検討されるなど、社会の変化に対応した教育の改革が急速に進められようとしております。

本町におきましても、これら時代の要請と変化に即応する教育環境の整備と充実を図ることが必要であります。

幼 児教育につきましては、昭和57年に私立幼稚園が開園され幼児教育に大きな貢献をいただいておりますが、少子化の進行等の影響により年々入



も大変重要となります。

このため、地域公共インターネット事業と一体的に情報機器等の整備を行い、情報教育の充実を図ってまいります。

また、児童数の減少にもなう学級数の減少は学校運営や学級編成等に様々な影響を及ぼしております。都市と農村の交流や恵まれた自然環境、少人数教育の特色を生かして実施しております緑町小学校の山村留学制度については、引き続き支援してまいります。

今後とも、幼児教育の重要性に鑑み、幼稚園と保育所の在り方についての国の動向や乳幼児数の推移をみながら、運営に対する適切な支援を行ってまいります。

学校教育については、今日の科学技術、情報化の発展は目覚ましいものがあり、高度情報通信社会に対応した資質や能力を育成することは、今後の教育活動の推進や一人ひとりの児童生徒の学習への関心を高めるうえで

学校教育については、今日の科学技術、情報化の発展は目覚ましいものがあり、高度情報通信社会に対応した資質や能力を育成することは、今後の教育活動の推進や一人ひとりの児童生徒の学習への関心を高めるうえで

また、各小学校の修繕や教育

課程・課外活動に必要な備品器具等につきましては年次計画により整備を進め、良好な教育環境の保持に努めてまいります。

高

等学校教育につきましては、生徒数の減少と他校への進学により、清里高校の生徒確保が厳しい状況にあります。関係機関により対策を鋭意検討しておりますが、町としましても特色ある教育活動に対して適切な支援を行ってまいります。

学校給食については、地域の素材を活用したメニューの積極的な導入など食や健康に対する関心を高める工夫を行なうとともに、正しい食生活の習慣を身につけるよう児童生徒に喜ばれる給食の提供に努めてまいります。

また、効率的でより良い給食を提供するため、給食センター業務の民間委託と合理的な運営について検討してまいります。

仕社会教育の推進

社

会教育につきましては、町民皆さんの生涯にわたる学習活動を保障するとともに個人や地域の必要性に応じた各種施策の推進を図ってまいります。

未来を担う子どもたちが健や

かに育つ環境をつくるため、放課後児童対策としての放課後児童クラブの充実やふるさとの自然や歴史等を活用した青少年対象事業を推進してまいります。

多くのスポーツ施設につきましては、建設後、相当の年数が経過していることから改修・修繕の必要性がでておりますので、必要性・優先度を考慮した整備計画のもと、年次計画により整備を行ってまいります。

また、社会教育施設全般にわたる運営・管理方法につきましては、ここ数年、全国的にはNPO法人特定非営利活動法人への委託や住民参加形態の運営などが数多くみられており、地域実態や時代の変化に対応した施設運営のあり方について調査・研究を行なってまいります。さらに、地域公共インフラネット事業との一体的な取組みに



より、プラネットとトレーニングセンターについては、インターネットを通じた施設情報システムを導入するとともに、図書館においても自宅にいながら図書資料の検索が可能な資料検索システムを整備し、今年10月より一部運用を行ってまいります。

長

寿社会に対応し、老後も心身ともに健康で安心して暮らせるよう、保健福祉等との連携による総合的な健康づくり事業やスポーツ・レクリエーション活動を通じた健康保持・増進対策の充実を図ってまいります。

仕国際交流、国際理解教育の推進

国

国際化の進展にとともに、外国語の習得や国際理解教育の重要性が増しております。中・高校の英語教科の指導補助として導入してまいりました外国人英語講師事業につきましては、新学習指導要領における国際理解教育の重要性に鑑み、継続実施してまいります。

また、平成2年度より実施してまいりました中・高校生と一般町民海外派遣研修事業につきましては、事業開始から13年を経過し中・高校生242名、一般成



人104名の方々がニュージーランドの友好都市モトエカを中心とした研修に参加されています。

広く海外を体験・研修することにより、その成果を地域づくり、まちづくりに生かすという本来の目的に沿い、今後の事業のあり方について見直しを行なうたうえ、継続実施してまいります。

自主自立を基本に、対話と交流、参加のまちづくり

第5は、「自主自立を基本に、対話と交流、参加のまちづくり」です。

仕住民参加のまちづくり

複 雑・多様化する地域課題に的確に対応し、自己決

定・自己責任を原則に協働と共助の精神をもった自立的なまちづくりを推進するためには、これまで以上に町民皆さんの積極的な町政への参加と協力が必要となります。

また、新たな住民自治の胎動として、各地にNPO法人などの活動が展開されるようになっており、今後は、それを支える人づくりや行政との協働の仕組みの構築もあわせて必要な視点となつてきます。

清里町におきましては、まちづくり運動推進協議会や社会福祉協議会、自治会連合会、女性会議、花と緑と交流のまちづくり委員会ははじめ産業・経済、福祉・教育など、あらゆる分野において男女・世代を問わず自主的な活動が幅広く行われているところですが、今後とも、様々な機会を通じて住民参加の促進



と人材の育成を図ってまいります。

また、そのためには、政策の決定過程に多様な町民の皆さんが参加いただく場や、その責任をともに担っていただく仕組みづくり、行政の持つ情報を町民の皆さんと共有していくことが必要であり、広報・広聴活動の充実や情報公開の促進に努めてまいります。

仕情報化による 住民サービスの向上

急

激に進展する情報化社会に対応した電子自治体の構築による、行政事務事業の効率化と住民サービスの向上は、今後の行政運営にとって緊急かつ最優先される課題となっております。

すでに清里町においては、庁舎内の通信網に加え地域インターネット整備事業により町内全ての公共施設と学校が光ファイバーと無線で結ぶ高速通信網が整備され、本年10月から運用を開始する予定です。また、町民皆さんの高速インターネット環境の整備につきましても、商工会が中心となり民間事業としてのサービス開始が準備されております。



国においては全ての行政間の文書收受を専用の高速通信網で行なう総合行政ネットワーク（LGWAN）が、本年10月から稼働するとともに、全国を網羅した住民基本台帳ネットワークシステムについても、同じく本年8月末に本格運用が開始されます。

これら新たな運用に対して的確な対応を行うとともに、今後はインターネットを通じた行政情報の閲覧・提供、各種申請・届出、施設予約・申込みなどが円滑に行なえる環境を情報化計画に基づき年次的に整備してまいります。

また、情報化にともなう個人情報保護や安全性の確保についても万全を期してまいります。

仕行財政改革の推進

さ

て国は、「聖域なき構造改革」の考えのもと、簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革を進めようとしております。

一方、地方税財政の「三位一体改革」をめぐることは、政府の地方分権改革推進会議が、税源移譲先送りや交付税制度廃止を打ち出す試案を提示し、全国の自治体が大きく反発しているところであり、先の北海道町村会総会においても地方交付税改革反対の特別決議が採択されたところです。

すでに地方交付税については大幅な削減が続いており、今後さらさら厳しい状況が予想されますが、清里町においては中長期の展望に立った財政運営を行なうなか、第1次・2次にわたる行政改革推進計画を着実に推進した結果、健全な財政状況が堅持されております。

しかし、現今の経済情勢や国の財政状況を考えた場合、大きく地方交付税をはじめとした依存財源に頼らざるをえない実態や、平成17年度から開始する国営畑総事業負担金等の計画的償還をふまえ、6分類20項目からなる第3次行政改革推進計画の

確実な実行は当然のこととし、さらなる効率化や簡素化を推進し健全財政を維持してまいります。

特に事務事業の見直しにあつては、事業評価と一体となった事業の重点化、使用料をはじめとした受益者負担の見直し、時代に対応した組織・機構の簡素化と改革、職員定数の削減、住民組織や民間委託による施設の管理運営、情報化と連動した各種事務の電算化による効率化を推進してまいります。

また、地方分権時代にあつては、個々の職員の持つ行政能力が大きく問われ、質的にも高度化し、量的にも拡大する事務を的確に処理することが求められております。

日常的な職場内での研修をはじめ、国や北海道との交流人事さらには外部研修への派遣や、職員自らの研修を促すなど研修の充実・強化に努めるとともに、地域の一員としてさらには地域リーダーとしての役割を担うべく、積極的な地域参加を行なうてまいります。



仕市町村合併と自主 自立のまちづくり

さ

て、国においては国自体の財政状況が逼迫するなか、行財政の効率化や社会基盤の強化を図る手段として、「市町村の自主的合併」を強く推進してまいります。

清里町においては、住民発議による6つの自治体を関係市町村とする合併協議会設置要求が提出されましたが、昨年12月定例町議会において、「1市4町1村の合併は現実的ではなく、あら

ゆる面に関わりが深い斜里郡内での枠組みを探るのが先決である」として請求は否決されました。

その後、斜里郡3町による合併協議準備会が設置され、現在は、様々な観点から3町の実態を持ち寄り調査検討を行なっているところであります。

また、合併のあり方やその後の姿については、北海道や全国町村会等から数多くの提言や対案が出される一方、国では地方制度調査会の報告を受け新たな法案の制定を準備するなど、未だ混乱した状況が続いているのが実態であります。

従いまして、今後は、斜里郡3町における準備会において現状や問題点を洗い出す調査検討を引き続き行なってまいります。が、行財政改革や事務事業の効率化のより一層の推進と、住民参加による自主自立のまちづくりを基本とし、国の新たな動向を慎重に見極めつつ、将来の清里町のあり方を判断してまいります。

仕新たな重点プロジェクト事業の推進

第

4次清里町総合計画におきましては、住民参加の

もと、町民と行政のパートナーシップによる重点プロジェクトとして、平成13年度より「花と緑と交流のまちづくり事業」に取り組んでまいりました。

本事業につきましては、自治会をはじめとした各団体・関係機関のご協力による全町民参加の取組みが高く評価され、平成14年度「北のまちづくり賞」知事賞を受賞しているところです。

今後は花や緑を通して美しいところのある景観づくり事業を始めとした各事業の着実な定着をはかりながら、江南町営牧場周辺整備や斜里岳山小屋建設事業、加えて商工会が取り組まれた斜里岳を中心とした地域振興活性化事業等との連携により、交流人口の拡大を積極的に推進してまいります。



また、3期目の立起にあたり町政推進の基本方針とさせてい

ただいた、「長寿時代をむかえ人生80歳代にふさわしい、一人ひとりの健康を大切にしたい、福祉のまちづくり」を進めるにあたっては、乳幼児から高齢者まで一貫した総合的な健康づくりと、急速に進む少子化に対応した地域一体型の子育て支援と人づくりが極めて重要な課題となります。

従いまして、新たに取り組むべき重点施策として、暫健康づくり総合事業、暫子育て支援、人づくり(教育)事業

の2事業を位置づけ、総合開発審議会において重点プロジェクトとしての審議をいただくなか、行動計画となる「健康21きよさと(仮称)」と「子育て支援、人づくりプラン(仮称)」の策定に向け検討・準備を進めてまいります。

以上、今後4年間の町政を担当するにあたっての、私の所信を述べさせていただきます。

仕6月補正予算と平成15年度予算の概要

次に、補正予算案についてご説明申し上げます。

本年度当初予算につきまして、4月に統一地方選挙が実施

されたことから骨格予算として編成しておりますが、既にご存知の通り、清里中学校改築事業、穀類乾燥調製施設建設事業、地域イントラネット整備事業及び公営住宅建設事業の大型4事業につきまして、国の補助事業採択による補正予算措置により平成14年度事業として着手いたしております。

従いまして、今回の補正につきましましては、この4事業を除いた政策予算を中心に提案をさせていただくものです。

補正予算は、第4次清里町総合計画と合わせ、公約とさせていただきます。いただいた5大目標の着実な推進を基本に編成いたしております。

その結果、補正予算案の総額は、

暫一般会計	4億6千591万6千円
暫老人保健特別会計	1千342万7千円
暫簡易水道事業特別会計	1億5千208万0千円
暫焼酎事業特別会計	515万1千円
暫合計	6億3千657万4千円

となり、当初予算とあわせまして

暫一般会計

50億7千26万0千円

暫介護保険事業特別会計
3億6千195万6千円

暫国民健康保険事業特別会計
6億1千80万0千円

暫老人保健特別会計
6億2千813万8千円

暫簡易水道事業特別会計
2億7千776万9千円

暫農業集落排水事業特別会計
2億3千737万7千円

暫焼酎事業特別会計
9千166万8千円

暫合計
72億8千34万8千円

となります。

以

上、町政執行にあたり基本的な考え方について申し上げますが、自主自立を基調とした「安心して働ける、快適に暮らせる、住んでいる人々が誇れる清里町」実現に向け、新たな決意をもって取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民皆さんの一層のご理解とご協力を、心からお願ひ申し上げます。4年間の町政を進めるにあたっての、私の所信表明いたします。

平成15年6月19日